

# 労働行政の現状

(データ資料)

2011年11月  
全労働省労働組合

## I 労働行政の体制

日本の労働行政の定員はもともと、他の先進諸国に比べて極端に少ない現状にあります。

憲法が定める勤労権保障の役割を持つハローワークについて見てみると、厚生労働省が作成した「主要先進国の職業紹介機関の体制について」（平成 22 年 5 月）【表 1】によれば、欧米先進国と比して職業紹介機関は少なく、かつ、職員 1 人当たりの失業者数はイギリス 23 人、ドイツ 37 人、フランス 46 人に対し、日本は 283 人と約 6 倍以上の極めて大きな差があり、国民に対して十分な行政サービスを行う体制が整っていません。

また、労働条件の最低基準を確保する役割を持つ労働基準監督署について見てみると、全国に配置される労働基準監督官は約 2,941 人（※本省 23 人、労働局 444 人、労働基準監督署 2,474 人／実際に臨検監督を行う監督官は、管理職を除くため 2,000 名以下となる）であり、全国に 1 人でも労働者を使用する事業は約 409 万事業場（※「平成 18 年事業場・企業統計調査」より）の臨検監督を実施する場合、監督官 1 人あたりにすると 1,600 件以上で、平均的な年間監督数で換算すると、すべての事業場に監督に入るのに 25～30 年程度必要な計算となります（※平成 22 年度は 174,533 事業場を監督し、監督実施率は 4.3%）。雇用者 1 万人当たりの監督官数で比較すると、日本は 0.53 人となり、アメリカを除く主要先進国と比して 1.2 倍～3.5 倍の差があります（【表 2】）。平成 20 年度に実施した監督の労働基準法等の違反率は 68.5%（【表 3】）であり、3 分の 2 以上の事業場で法律違反があることから、日本においては労働者の労働条件が十分確保されているとはいえない状況です。

【表 1：主要先進国の職業紹介機関の体制】（厚生労働省作成／2010 年 5 月）

	職業紹介 機関数	職員数	労働力人 口（千人）	職員 1 人当たりの 労働力人口（人）	機関 1 箇所当たり 労働力人口（人）	失業者数 （千人）	職員 1 人当たり 失業者数（人）
イギリス	865	65,644	29,517	450	34,124	1,500	23
ドイツ	786	92,297	43,068	467	54,794	3,423	37
フランス	910	45,000	28,042	623	30,815	2,092	46
日 本	545	11,861	66,170	5,579	121,413	3,360	283

※1 各国の職員数には非常勤職員等は含まれていない。なお、日本の職員数は非常勤職員等を含めると 29,424 人。

【表 2：諸外国における労働基準監督官の数】（厚生労働省作成／2010 年 7 月）

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
監督官の数	2,941 人	3,878 人	2,742 人	1,706 人	6,336 人	262 人
雇用者 1 万人当 たりの監督官の数	0.53	0.28	0.93	0.74	1.89	0.64

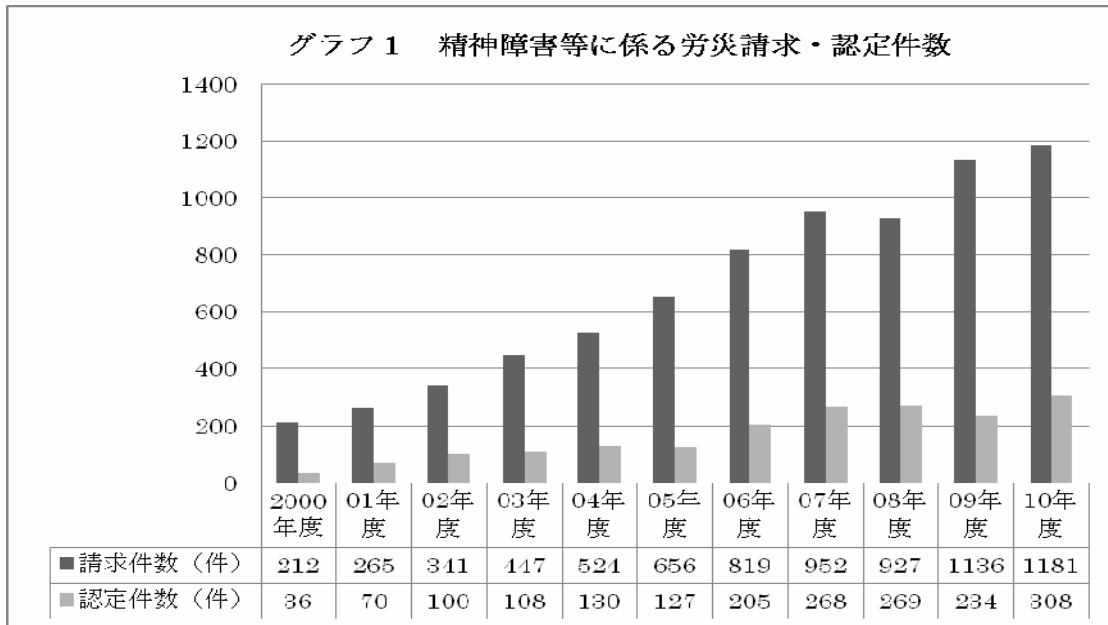
※1 日本の監督官のうち、実際に労働基準監督署に配属されている監督官の数は 2,474 人。ただし、実際に臨検監督を行う監督官は管理職を除くため、2,000 名以下。

※2 各国の雇用者数は、ILO LABORSTA（2009 年 11 月現在）による。

【表 3：監督実施状況の推移】（平成 23 年版厚生労働白書より）

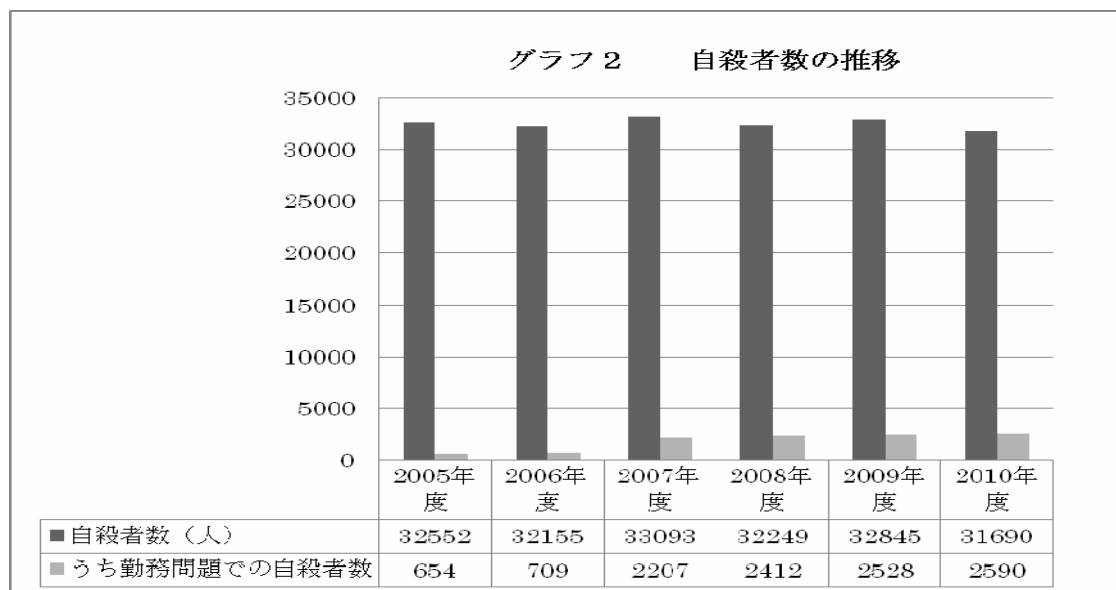
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
監督実施事業場数	164,141	161,058	168,733	159,090	146,860	174,533
監督実施率	3.7%	3.6%	4.1%	3.9%	3.6%	4.3%
違反率	66.3%	67.4%	67.9%	68.5%	65.0%	66.7%

## II 行政分野ごとの現状



【グラフ1】(資料：厚生労働省発表資料(労働基準局労災補償部：2011年6月))

精神障害等は調査に時間を要する(標準処理期間：8ヵ月)労災事案であるため、複雑困難事案と区分されています。当該事案にかかる平成23年度の労災請求は1,181件であり、前年度に比べて+45件となっています。支給決定件数は308件(前年比+74件)、認定率は29.0%(前年比+1.5ポイント)となっており、請求件数は増加傾向にあります。



【グラフ2】(資料：平成22年度中における自殺者の概要【警視庁資料】)

自殺の背景にある危険要因は、労働行政が向かい合うべき諸課題(過労、職場の人間関係、仕事の失敗、職場のいじめ、配転、失業者、再就職失敗等)が多くなっています。2010年度自殺者数31,690人のうち、勤務問題が自殺の原因・動機の一つになっている者が2,590人と過去最高になっています。2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」の2020年までの目標を「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合を100%」とするのですが、2010年度時点でメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は50.46%であり、行政主導の効果的な対策が必要です。

### Ⅲ 東日本大震災における労働行政の対応

#### 1 職業安定行政

##### (1) 雇用保険の特例等

- ①特例的な失業給付の支給 … 8月の受給者実人員休業特例 10,630人、一時離職 2,301人
- ・事業所が震災被害を受けたことにより休業や再雇用予約付で一時離職し、賃金が支払われない労働者に、特例的に失業給付を支給する特例措置を実施
  - ・東京電力福島原子力発電所について新たに「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」、さらに「特定避難勧奨地点」が設定されたことを受け、雇用保険の特例及び雇用調整助成金の取扱いについて、①計画的避難区域においては雇用保険の特例が利用可能、②緊急時避難準備区域においては両制度が利用可能、③以前「屋内退避指示地域」とされ、今回どちらの区域の設定もなされなかった区域においては、雇用調整助成金の利用が可能となるとともに、当分の間の経過措置として、雇用保険の特例が利用可能なことを通知
  - ・特定被災区域の事業所に雇用されていた方であって、東日本大震災によりやむを得ず離職(休業、一時離職を含む)された方について、現在受給中の雇用保険の基本手当の支給終了日までに再就職(休業、一時離職前の事業所への再就業を含む)が困難な場合には、個別延長給付として、原則「60日」に加えて、さらに「60日」分を延長する特例措置を実施
  - ・被災地域のうち、特に雇用情勢が悪化している被災3県(岩手、宮城、福島)沿岸部の指定地域に居住している受給資格者について、個別延長に加えて90日分の広域延長給付を実施
- ②広域求職活動費、移転費、訓練手当を指定
- ・被災求職者に対する職業転換給付金の「広域求職活動費」(遠隔地面接旅費相当)、「移転費」(転居費相当)、「訓練手当」の支給対象となる被災地域を指定
- ③被災者雇用開発助成金を創設
- ・高齢者や障害者などの就職が困難な方を雇入れる事業主に対して助成金を支給する特定求職者雇用開発助成金の特例として、震災による離職者や被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主に対して助成(年間50万円(中小企業は90万円))する被災者雇用開発助成金を創設

##### (2) 雇用調整助成金の活用等

- ①雇用調整助成金の特例 … 9月末日現在 26,671事業所が活用
- ・震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主のうち、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主については、支給要件の緩和(事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること)を実施。また、①3年間で300日である助成金の支給限度日数について、特例の支給対象期間(1年間)については、それまでの支給限度日数にかかわらず、最大300日(3年間の総計では600日)の利用を可能とする、②被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も雇用調整助成金の対象とする暫定措置の延長の二つの特例を実施
  - ・東北地方太平洋沖地震等の発生に伴い雇用調整助成金を利用する事業主に対し、①管轄にこだわらず最寄りのハローワークで申請を受理する、②必要な書類が用意できないときは、事後に用意できるようになってから提出することを確約することで申請を認める、③今後、出来るだけ迅速に支給できるような体制を早急に確立することを、被災地を管轄する労働局に

改めて指示

- ・東京電力福島原子力発電所について新たに「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」、「特定避難勧奨地点」が設定されたことを受けた雇用保険の特例及び雇用調整助成金の特例（遡及適用及び事業活動の縮小見込みでも提出可能とする）について、期限を平成 23 年 6 月 16 日までとしていたが、東電福島第一原発周辺の事業主については、これを同 7 月 21 日まで延長

### (3) 就職支援の強化等

#### ①就職支援の強化

- ・被災地を含む全国のハローワークにおいて、震災特別相談窓口の設置、広域職業紹介の実施、避難所への出張相談の実施、求人の確保、合同求人面接会の実施など、被災者に対する就職支援を強化
- ・被災地で発生している膨大な量の損壊家屋等のがれきの処理等を行う人材を育成するため、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において、車両系建設機械運転技能講習等、基金訓練による「震災対策特別訓練コース」を実施

#### ②新規学卒者に対する就職支援 … 採用内定取り消しのうち、307 人が就職決定／「入職時期繰下げ」のうち、2,330 人が入職済

- ・東日本大震災により採用内定取消しなどを受けた学生・生徒等を対象とした相談窓口（学生等震災特別相談窓口）を 3 月 28 日までに全国の新卒応援ハローワークに開設（56 箇所設置）
- ・採用内定取消しなどに関する事業主からの通知件数（3 月 11 日～8 月 31 日）  
※内定取消し：全国 469 人（うち高校生 285 人、大学生等 184 人）  
（うち岩手県 89 人、宮城県 89 人、福島県 102 人、東京都 88 人）
- ・入職時期繰下げ：全国 2,556 人  
（うち中学生 2 人、高校生 1,547 人、大学生等 1,007 人）  
（岩手県 248 人、宮城県 326 人、福島県 462 人、東京都 666 人）

#### ○ハローワークにおける職業紹介状況 8 月分（一部を除く）

	岩手	宮城	福島	合計
有効求人数	21,693 人	45,405 人	30,546 人	97,644 人
有効求職者数	38,007 人	68,385 人	47,378 人	153,770 人
就職件数	3,644 件	4,984 件	4,387 件	13,015 件
雇用創出基金事業就職件数※1	4,212 件	5,727 件	6,769 件	16,708 件
雇用保険受給資格決定件数※2	1,399 件	2,715 件	2,313 件	6,427 件
雇用保険受給者実人員※2	12,865 人	28,903 人	22,609 人	64,377 人

（※1：9 月 22 日現在 ※2：震災による休業や自発的失業・定年退職も含む）

## 2 労働基準行政

### (1) がれき処理等への対応

震災発生から 1 か月経過した時点で、被災地域ではがれき処理が本格化しました。膨大な量のがれきを処理するため、作業に従事したことがない労働者ががれき処理に従事する可能性があるため、がれき処理に従事する労働者等の労働災害防止対策、また、震災により被害を受けた建築物、工作物、船舶の解体除去、がれき集積場における破砕作業等における石綿ばく露防止対策にむけたとりくみを実施。

○労働局及び監督署におけるがれき処理等への対応

	岩手	宮城	福島	合計
がれき処理パトロール	※東北3局合計			918 件
防じんマスク配布（使い捨て式）	66,900 枚	126,900 枚	83,000 枚	276,800 枚
防じんマスク配布（取換式）	15,000 個	20,000 個	15,000 個	50,000 個
空気中石綿モニタリング	29 所	29 所	25 所	83 所

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下「原発」）の事故における労働行政の対応は、オフサイトセンター（※政府原子力災害現地対策本部の通称）への人員派遣、福島第一原発作業員健康管理等対策推進室福島支部（以下「対策推進室」）への応援派遣（他の都道府県労働局及び厚生労働省本省より）、災害廃棄物処理、除染作業等、原発から半径20キロメートル圏内で行う作業における作業員の放射線障害防止に向けたとりくみを行っており、今後も中・長期的な対応が求められています。

オフサイトセンターには、3月28日～9月20日までの間、原子力発電所施設立地局を中心に人的応援体制を構築して電離放射線業務に精通した職員を派遣しています。対策推進室における業務は、①放射線作業届の審査（受付件数：10月14日現在で438件）、②放射線量管理、③作業従事者の長期的健康管理であり、オフサイトセンター同様に電離放射線業務に精通した職員の対応が求められています。

(3) 迅速・適正な労災給付への対応

厚生労働省は、東北地方太平洋沖地震における迅速・適正な労災給付に向けて、災害発生日当日から労災保険給付請求に係る様々な特例措置等の通達を発出。東北地方太平洋地震は午後2時46分に発生していることから、95年の兵庫県南部地震（発生時刻：午前5時46分）と比して、勤務中若しくは通勤途上中の方々がが多いのが特徴的です。遺族（補償）給付請求数は、死亡者数（行方不明者の推定死亡を含む）から推計した件数の約6～7割に留まっており、岩手、宮城、福島労働局を中心に労災請求促進に向けたとりくみ（事業場への電話連絡、避難者への周知等）を行っています。また、遺族（補償）給付の事務処理は、様々な確認作業を要することから、標準処理期間が4ヵ月とされていますが、全国の労働局からの人的応援体制より、迅速・適正な給付体制を構築しています。

○東北地方太平洋沖地震と兵庫県南部地震の比較について

	東北地方太平洋沖地震 (午後2時46分発生)	兵庫県南部地震 (午前5時46分発生)
死者・行方不明者計	注) 1 19,671	6,434
死者	15,824	6,434
行方不明者	3,847	0
負傷者	注) 1 5,942	43,792
請求件数	注) 2 3,269	472
遺族	1,865	68
療養・休業	1,404	404
決定件数	注) 2 3,115	472
遺族	1,747	68
療養・休業	1,368	404

注) 1 警視庁の統計（10月14日現在）

注) 2 全国統計（10月13日現在）

### 3 各行政共通

#### (1) 被災地への応援職員の派遣

業務量が激増した沿岸部など、岩手、宮城、福島 of 労働行政に、3局以外のすべての労働局から専門知識を有した職員を1～2週間単位で応援派遣。

#### (2) 避難所等での出張相談の実施

全国の避難所の入所者を対象としたハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施。

労働局	岩手	宮城	福島	その他
出張相談(※1)	950 か所 3,036 件	729 か所 2,937 件	651 か所 1,256 件	413 か所(※2) 4,285 件

※1：9月30日現在

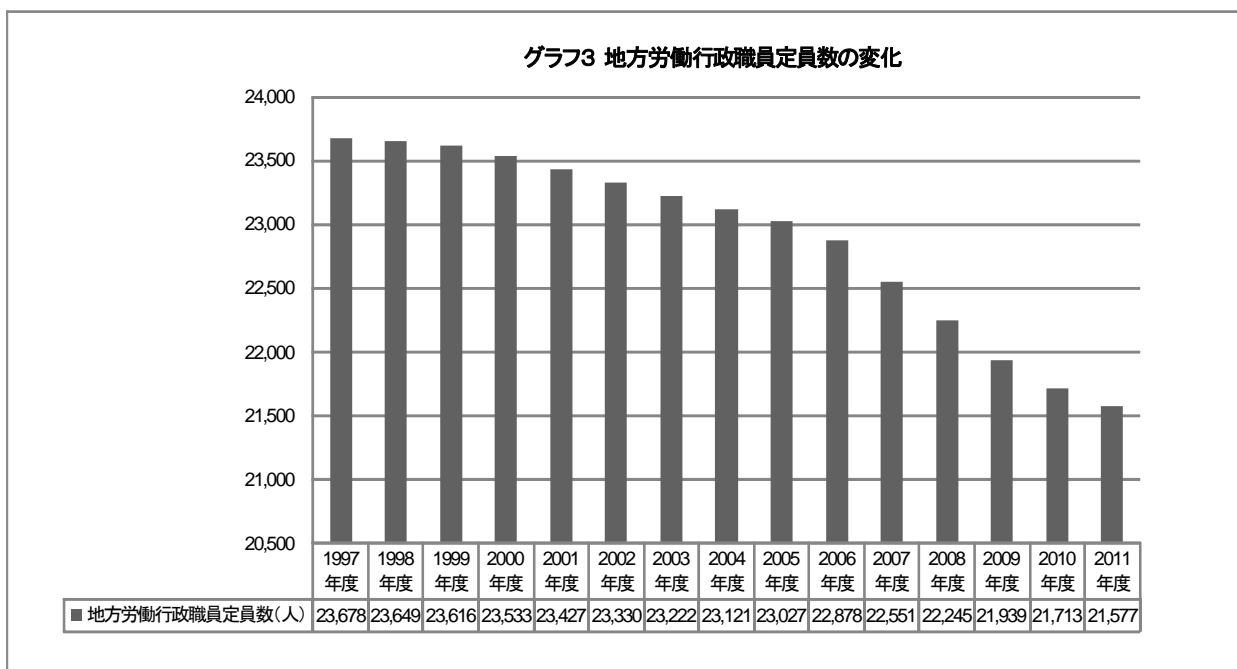
※2：北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都

## IV 地方労働行政職員数の変化

前記 I で述べたとおり、労働行政は主な先進諸国と比して極端に不十分な状況であり、特に地方労働行政職員定員数は年々削減(グラフ3)されており、深刻な雇用失業情勢や労働者の労働条件確保、安全衛生対策、セクハラ・パワハラ等の相談対応、迅速な被災者に対する労災給付を行うための体制が整っていません。

このような不十分な労働行政体制の定員ですが、第一線職場ではこの定員数の職員さえ配置されていません。それが、人件費削減を目的に平成23年度の新規採用者を、平成21年度実績の20%(労働基準監督監督官は50%)に抑制することが決定されました。これにより、平成23年度当初で130人近くの欠員が生じ、行政体制をいっそう脆弱なものにしています。そして、中途退職者や現職死亡があっても、新規採用による補充ができないため、今も欠員の規模は拡大しています。

平成24年度に向けて、再び新規採用抑制を行うことが閣議決定されています。平成23年度中に生じた欠員はそのままに、さらに大きな欠員が生じることになり、国民・利用者へのサービスが著しく低下することが懸念されます。



## 【参考資料：労働行政のこの間の新規施策等】

### 【労働基準行政】

#### ■最低賃金引上げに向けた中小企業への支援

→ 「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、労使関係者とも調整を行いつつ、最低賃金の引上げの円滑な実施を図るため、地域の中小企業団体に、生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、中小企業庁が実施する支援事業と連携を図りながら、ワン・ストップで対応する相談窓口（全国167箇所）を設置。また、業種別中小企業団体が賃金底上げを図るための取組等を行う場合に助成（上限2,000万円、15団体）を行う。さらに、最低賃金の引上げに先行して、賃金を計画的に800円以上に引き上げ、これに併せて就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備の導入等を行う場合に助成（1/2）を行う（最低賃金額が700円以下の34道県、約7,500企業を対象。1年当たり40円以上の賃金引上げなどが支給要件）。

#### ■職場における受動喫煙防止対策の推進

→ 事業者による職場における受動喫煙防止に向けた取組の強化を図るとともに、効果的な分煙対策のための技術的指導、財政的支援を実施

### 【職業安定行政】

#### ■住居・生活に困窮する方への支援

- ・ 失業と同時に住居や生活に困窮する求職者に対しての支援は、年間を通してとりくむことが必要であるため、主要なハローワークに住居・生活支援アドバイザーを配置し、支援の充実を図る。
- ・ 雇用保険を受給できない方々に対する支援施策として、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成事業」の実施。
- ・ 住宅を喪失した、または喪失する恐れのある離職者に対して賃貸住宅の家賃を給付する「住宅手当」など、いわゆる「第二のセーフティネット」と称される施策の実施。

※ なお、「第二のセーフティネット」とは、雇用の安定を図る雇用保険と、最低限度の生活を保障する生活保護という二つのセーフティネットの間を補完する仕組みとして整備された一連の施策の総称です。

#### ■求職者支援制度の創設と担当者性による就職促進

- ・ 恒久的な制度として雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練期間中の生活を支援するための求職者支援制度が10月1日より施行。
- ・ 求職者支援制度に係る訓練修了者の早期就職の実現に向け、ハローワークにおいて、支援が必要とされる訓練修了者への担当者制による就職支援を実施。

#### ■雇用保険の機能強化

- ・ 一般被保険者の資格取得に係る遡及確認を行う場合について、給与明細等に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（徴収法）第32条第1項の規定により、雇用保険料が給与から天引きされていたことが明らかである時期の最も古い日をその者の被保険者資格取得日と認定。
- ・ 2011年5月13日に成立し8月1日に施行された「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律」によって、①失業給付の賃金日額の引上げ、②早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引



上げ、③2012（平成24）年度からの法定の雇用保険料率の改定、等の実施。

#### ■生活保護受給者等に対する就労支援の強化

- ・ 就労による自立支援へ向けた取組みの実効性を確保するため、地方自治体とハローワークの間で、支援対象者数、目標、支援手法や両者の役割分担などを明確にした協定を締結し、ハローワークと福祉事務所等の担当者からなる「就労支援チーム」を結成し、「福祉から就労」支援事業を実施。

#### ■新卒者・既卒者の就職支援

- ・ 高校、大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進めるために、ハローワークに配置するジョブサポーターを増員。ジョブサポーターは、保護者等も含めた働く意義や職業生活についての講習、地元企業を活用した高校内企業面接会、関係者への積極的な情報発信、新卒者の求人開拓を強力に実施。
- ・ 卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するために、3年以内既卒者採用拡大奨励金及び3年以内既卒者トライアル雇用奨励金を整備（平成24年度末までの時限措置）するとともに、全都道府県に「新卒応援ハローワーク」を設置し、一層の新卒者・既卒者の就職支援を実施。

#### ■フリーター等の正規雇用化の推進

- ・ ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による個別支援を実施。
- ・ 職業経験、技能、知識等の不足等により就職が困難な若年者等を、一定期間（原則3か月）試行的に雇用する若年者等試行雇用制度や、フリーター等を一定の有期雇用を経て正規雇用で採用する企業に対する若年者等正規雇用化特別奨励金の活用等により、フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取組みを実施。

#### ■職業能力開発施策との連携

- ・ フリーターなどの正社員経験の少ない若者に対して、ジョブ・カード制度による職業能力開発の機会を提供し、正社員への移行を促進。
- ・ 地方自治体との協働により、地域の若年支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若年サポートステーション」（サポステ）を設置し、専門的な相談やネットワークを活用した適切な機関への誘導など、多様な就職支援メニューを実施。

#### ■雇用創造と雇用支援

- ・ 雇用情勢は依然として厳しい状況が続いており、緊急的な対策として、現在不足している雇用機会を創出するとともに、中長期的な課題として、構造的に雇用機会が不足している地域への雇用対策を実施
- ・ 2008年度から都道府県に基金を造成し、総額1兆1,000億円の交付金を活用し、都道府県及び市町村において地域における雇用創出のための事業を実施（具体的に、「ふるさと雇用再生特別基金事業2,500億円による地域における継続的な雇用機会の確保」、「緊急雇用創出事業4,500億円による離職者の一時的な雇用機会の確保」、「重点分野雇用創造事業4,000億円により、介護、医療、農林、観光、地域社会雇用など成長分野として期待されている分野における雇用機会の創出及び人材の育成を実施」、2008年度から2010年12月末までに約45.4万人の雇用創出）
- ・ 地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域においては、事業所を設置整備して求職者を雇い入れる事業主に対し、地域求職者雇用奨励金を支給し、雇用改善の動きが弱い21道県においては、重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野で創業する事業主に

対し、地域再生中小企業創業助成金を支給し、地域への雇用対策を実施

#### ■成長分野における雇用創出

- ・ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に掲げる成長分野のうち、雇用創出効果が高い健康、環境分野及び関連するものづくり分野の事業を行う事業主が、雇用期間の定めのない労働者の雇入れや異分野からの配置転換を行い、Off-JT を実施した場合に成長分野等人材育成支援奨励金を支給し、人材を確保。また、東日本大震災による被災地の復旧・復興のために、被災した事業所の再開に当たり、以前雇用していた労働者を再雇用し以前とは異なる職種や職場環境の下で就業させる場合や、被災離職者等を新たに雇い入れた場合に円滑に就業させるための職業訓練は Off-JT 及び OJT を実施した場合に支給。
- ・ 雇用の受け皿となる成長企業を支援するために、雇用を一定以上増やした企業に対する税制上の優遇措置などの雇用促進税制を 2011 年度から 3 年間の措置として創設。

#### ■障害者に対する就労支援の推進

- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、事業主は、一定の割合以上の障害者を雇用しなければならない（障害者雇用率制度）と定められており、ハローワークでは、障害者の雇用率が低い未達成事業主に対して障害者の雇入れ計画の作成を命じ、この計画に沿って雇用率を達成するよう指導。
- ・ 障害者の地域における自立を推進するため、ハローワークが中心となり、雇用施策と福祉施策、教育施策との連携した「チーム支援」を活用し、福祉的就労から一般雇用への移行を促進するための支援を実施。

#### ■障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

- ・ 近年増加傾向にある精神障害者を対象とした支援は、2008 年度に創設した「精神障害者等ステップアップ雇用奨励金」（一定程度の期間をかけて常用雇用を目指していく）の運用、2010 年度に創設した「精神障害者雇用安定奨励金」（カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に支給）により、精神障害者の一層の雇用促進、職場定着を図っている。
- ・ 発達障害を対象とした支援は、2009 年度に創設した「発達障害者雇用開発助成金」により、就労支援を実施するとともに、雇用管理上の課題等を把握し、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発に取り組んでいる。
- ・ 難病がある人の支援は、2009 年度に「難治性疾患患者雇用開発助成金」を創設して、就労支援をするとともに、雇用管理上の課題等の把握を行っている。

### 【雇用均等行政】

#### ■次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

- 少子化の急速な進行は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えます。そのため、政府・地方公共団体・企業等は一体となって対策を進めていかねばなりません。平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」成立・公布されており、この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、101 人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」といいます。）を策定し、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が 100 人以下の事業主には、同様の努力義務があります。

【東日本大震災後のハローワーク（写真）】



福島県・原発に一番近いハローワーク相双  
庁舎に入るまでも長い時間、庁舎外で待たされる状況



福島県・中通 ハローワーク郡山  
庁舎に入るまで、長い時間、庁舎外で待たされる状況



宮城県・ハローワーク仙台

来所者で混雑する庁内



福島県・ハローワーク福島

来所者の車で混雑するハローワーク